

## 住民票(除票)の請求書(郵送請求用)

宛先

市区町村長

令和 年 月 日

次のとおり、必要書類と手数料(定額小為替)、返信用封筒(切手貼付)などを添えて請求します。

請求者の住所	〒 (住民登録地)	
氏名	(請求者自筆の署名でない場合、押印が必要です。)	(屋間連絡がつく電話番号を必ず記入してください。)

請求者の住所と氏名が記載された本人確認書類の写しを添付してください。(官公庁発行顔写真付は1点、それ以外は2点添付された本人確認書類の写しに明記された住所(原則、住民登録地)が、住民票の返送場所となります。

請求者と必要な人の関係	本人または本人と同じ世帯の人	四日市市に住民登録がある人は、土日祝日でも「市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)」の窓口で住民票(除票)の請求ができます。
	別世帯の親族(該当に○をしてください。)	
	配偶者・父母・祖父母・子・他( )	※別世帯の親族が代理人として請求する場合は、本人が署名または記名・押印した委任状が必要です。
	代理人	弁護士などが代理人となり返送場所が事務所になる場合は、本人確認書類のほかに、返送場所が明らかにできる資料(資格者証の写しなど)が必要です。 ※代理人が本人の依頼を受けて請求する場合は、本人が署名または記名・押印した委任状が必要です。
	相続人(該当に○をしてください。)	
	配偶者・父母・祖父母・子・他( )	※相続人であることを明らかにする戸籍謄本(抄本)の写しなど、資料が必要な場合があります。
	第三者(該当に○をしてください。)	
	債権者・債務者・裁判の相手方・他(具体的に…)	※住民票を利用する正当な請求理由を明らかにできる契約書の写しなど、資料が必要です。 ※請求者が法人の場合、請求者欄に代表者印又は社印を押印してください。その場合、法人所在地、法人名、代表者氏名に加え、担当者の住所・氏名も記載してください。担当者の社員証の写しと免許証などの写しが必要です。

使いみち (具体的な請求理由を記入してください。)	
------------------------------	--

「本人または本人と同じ世帯の人」以外の請求は、正当な理由が必要です。

(例) ×「債権保全のため」 ○「債権保全のための住所確認」「未支給年金請求の為、〇〇年金事務所へ提出」

## どなたの証明が必要ですか？

住所 (住民登録地)	三重県四日市市	
ふりがな		生年月日
氏名		明治・大正 昭和・平成 年 月 日 令和・西暦
世帯全員の住民票の写し	通	※住民票の特記事項は、原則として省略しています。 ※次の記載が必要な場合は、番号に○をしてください。 1. 世帯主名 2. 続柄 3. 本籍 4. 筆頭者 5. 国籍・地域 6. 在留関連 3・4は日本国籍の方のみ 5・6は日本国籍以外の方のみ
世帯一部の住民票の写し	通	
除票の写し	通	

※除票の写しは本人からの請求以外は第三者請求となります。

問い合わせ先: 四日市市役所 市民課 059-354-8553

# 住民票(除票)の郵便での取り寄せ方法

住民票(除票)のある市区町村から郵便で取り寄せることができます。

※送付先は請求者の現在の住民登録地です。

## 【手順】

[1] 「住民票(除票)の請求書(郵送用)」に必要事項をすべて記入します。(①)

[2] 手続きに必要なものや手数料について下記の内容を確認してください。ご不明の点がありましたら、住民票(除票)のある市区町村役場の担当課(市民課・町民課など)にご連絡ください。(②-1)

### ★郵便での証明書請求時には、本人確認書類の写しが必要です。(②-1)

《本人確認書類について》

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)

在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書、国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証など

※公的機関発行の顔写真付きは1点、それ以外は2点以上必要となります。

※いずれも送付先の住所(住民登録地)と氏名が記載されているもの。

パスポート、通知カードは本人確認書類にはなりません。

※マイナンバーカードは表面のみコピーしてください。

※健康保険証のコピーを送付いただく場合、被保険者記号・番号は見えないようにマスキングしてください。

返信は本人確認書類に記載された住所(住民登録地)へ送付します。本人確認書類をお持ちでない場合は、住所のある市区町村役場の担当課へ事前に電話をして、確認してください。

### ★四日市市の手数料は以下のとおりです。(②-2)

現金や切手ではなく、ゆうちょ銀行(郵便局)の「定額小為替」をお願いします。

※定額小為替には何も記入しないで下さい。

《手数料について》

住民票(除票)・・・1通200円 ※四日市市以外に請求する場合は手数料をご確認ください。

**住民票(除票)が四日市市にある場合は、下記までお送りください。**

〒510-8601

四日市市役所市民課郵送担当宛

(住所は記入不要です。)

TEL(059)354-8553(郵送担当直通)

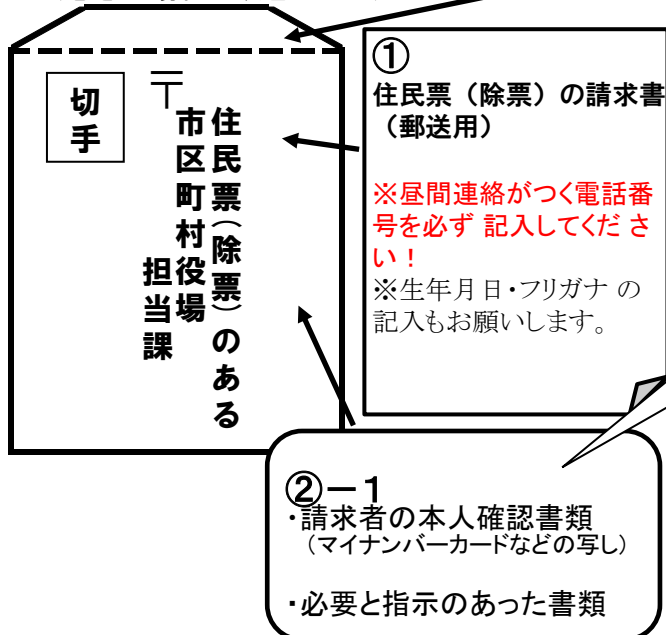
FAX(059)359-0282

**問い合わせ先** (住民登録あるの市役所の所在地などのメモ欄として、ご利用ください。)

[3] 封筒と切手を用意して、[1]で用意した①「住民票(除票)の請求書(郵送用)」、[2]で確認できた必要なもの、手数料(定額小為替)、イ<返信用封筒>(③)をアの封筒へ入れます。

### ア<市区町村役場への送付用封筒>

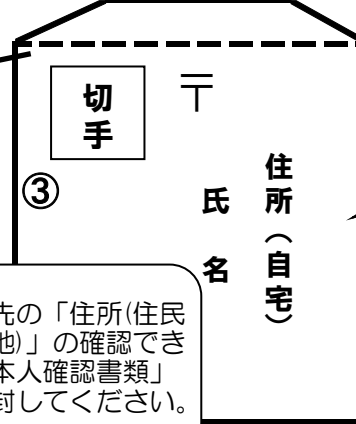
(急ぎの場合は、速達で!)



① 住民票(除票)の請求書(郵送用)

※昼間連絡がつく電話番号を必ず記入してください!  
※生年月日・フリガナの記入もお願いします。

②-1  
・請求者の本人確認書類(マイナンバーカードなどの写し)  
・必要と指示のあった書類



返送先住所は、原則「請求者の住民登録地」です。

**イ<返信用封筒>**  
(急ぎの場合は速達で!)

返信用封筒へは、「住所」「氏名」を記入し、切手を貼ってください。

②-2  
・手数料(定額小為替)  
(ゆうちょ銀行(郵便局)で購入)

定額小為替  
〇〇〇円

切手代(定型内の場合)  
25gまで・・・84円  
50gまで・・・94円  
**切手不足の場合、「郵便料不足の場合」は受取人負担として返送し**

[4] ポストへ投函します。

不備等がなければ、1週間ほどで返送されてきます。<お急ぎの場合は、速達扱い(+260円)で送ってください。>

**偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、法により罰せられます。基本的人権又はプライバシーの侵害につながるおそれのある場合は、交付できません。**